





健康観察のお願い



横浜市健康福祉局によりますと、インフルエンザが横浜市全体で例年より早く増加傾向にあります。学級閉鎖の発生も10月の終わりに報告されています。本校におきましても、インフルエンザの予防には十分注意していきたいと思えます。

学校では、日頃から健康観察を行っており、感染予防のため引き続き「手洗い・うがいの励行」等の指導に、より一層努めます。

各ご家庭におかれましては、引き続き次のご協力をお願いいたします。

- 1 いつもと様子がおかしいなと思ったら、各ご家庭で登校前に検温を行い、発熱がないことを確認してから登校させてください。
- 2 普段からせっけんを用いたていねいな手洗い、うがいを行い、せきが出る場合はマスクを着用するなどの「せきエチケット」(せき、くしゃみをする場合は人がいない方に顔を向け、ティッシュなどで口を押さえる。使用したティッシュはすぐにゴミ箱(ふた付きが望ましい)に捨てる。手で押さえた場合は、すぐに手を洗うなど)をお願いいたします。
- 3 発熱などの体調不良の場合は、無理に登校させず、十分休養をさせてください。
- 4 体調不良での欠席の際、発熱状況等、次の連絡をお願いします。
 - (1) 熱の状況(〇時に検温したら〇℃だった。)
※熱は必ず測り、発熱があってもなくても伝えてください。
 - (2) かかりつけ医などの医療機関を受診したかどうか。受診した場合は、次の内容も学校へ伝えてください。
 - ・診断名 ○○○○○○○○
 - ・インフルエンザと診断された場合は、登校可能日 ○日から出席可能
 - ・出席停止の期間の基準(学校保健安全法施行規則)

熱が下がっても数日間は人に移す可能性があります。
インフルエンザにかかってしまった場合は、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまでは休むこと。
分からない場合は、かかりつけ医に確認してください。
- 5 基礎疾患(ぜんそくなどの呼吸器疾患、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病など)があり、体調不良がある場合は、早目に医療機関を受診してください。
- 6 体調不良時は、塾や習い事も休ませることが望ましいと考えます。
- 7 免疫力を高めるためにも早寝、早起き、バランスのよい食事など規則正しい生活を心がけてください。

保存版

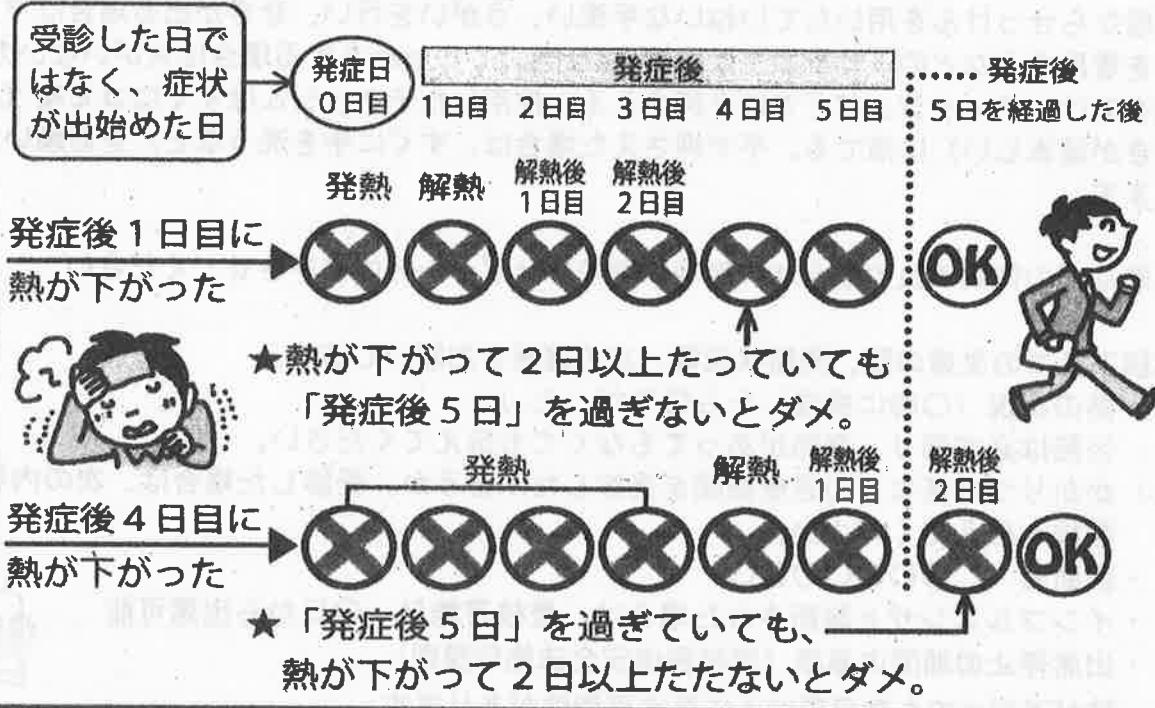
早わかり

インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザと診断された場合の出席停止の期間は、法律*で次のように定められています。

発症した後5日を経過し、かつ、^け解熱した後2日（^け幼児にあっては、3日）を経過するまで

● 実際の例で考えてみると... ●



*学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成24年文部科学省令第11号）

医療機関でインフルエンザと診断された場合は、速やかに学校へご連絡ください。その際は、かかったのがインフルエンザA型かB型かわかればお知らせください。学校からは「出席停止について」【治癒届】という書類を渡します。

鴨志田中学校ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.edu.city.yokohama.lg.jp/school/jhs/kamoshida/>

治癒して登校する際に保護者の方が記入し、提出してください。

※ 連絡先 横浜市立鴨志田中校 電話961-3771 FAX961-1495